第56回　法曹人の新しいフィールド

# 経済協力開発機構（OECD）競争課における業務

経済協力開発機構競争課　小川 聖史　Ogawa,Satoshi

## 1　はじめに

私は、2009年の弁護士登録と同時に企業法務を取り扱う法律事務所に入所しました。コーポレート及び独禁法分野を中心として5年弱執務した後、2014年から英国の大学に留学し、その後2015年9月から、パリに本部があり「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれる経済協力開発機構（OECD）の競争委員会の事務局である競争課にて任期付契約スタッフとして執務しています。

今回は、OECD競争委員会の活動や競争課の役割[1]を紹介するとともに、私がOECD競争課にて執務するに至った経緯や、同課エキスパートの職務、求められる専門性等について言及します。OECD事務局における日本法の弁護士の活躍の余地についての個人的な所感も述べたいと思います。

## 2　OECD競争委員会の活動及び競争課の概要

OECDは、「Better Policies for Better Lives」（より良い政策、より良い暮らし）を使命とし、各国政府が各種の問題について議論する場を提供し、国際的な基準を策定したり、政策提言を行ったりする国際機関です。OECDがカバーする領域は、経済政策、貿易、環境、労働、教育、租税等非常に多岐にわたっており、世界各地から各分野の専門家が集まっています。その分野の一つに、競争法・政策があり、競争委員会がその任を担っており、その活動を実質的にサポートしているのが競争課です。

競争委員会[2]の活動の中心は、年2回開催される本会合と呼ばれる国際会議で、各種基準の策定や競争法・政策に関する議論が行われているほか、OECD非加盟国向けに競争法に関するセミナー等も開催しています[3]。

これらの活動は、競争課に在籍するエキスパート及び事務系職員（総勢20名強）が担っています。エキスパートのバックグラウンドは、エコノミスト、弁護士、各国競争当局からの出向者、研究者等様々ですが、エコノミスト系とロイヤー系に大別すると、前者が圧倒的過半数を占めているのが現状です。ポストを得た経緯や年次等も様々ですが、相応の専門性が求められるためか、スタッフの年齢層は比較的高いようです。また、パーマネント（期間の定めのない契約）のスタッフは少数で、私のような任期付契約のスタッフが大勢を占めています。

## 3　OECD競争課に採用された経緯及び具体的業務内容

前記のとおり、留学前は法律事務所に所属し、依頼者向けにリーガルサービスを提供するプライベート・プラクティスに従事していました。しかし、留学中に競争政策の授業を受講したことにも影響され、自分の視野を広げるためにも、いったんプライベート・プラクティスから離れ、異なる立場から競争法・独禁法に従事すること、ひいては、広くあまねく公益に資する業務に就くことにも興味を持っていました。その折、偶然にも競争課の現在のポストに応募する機会を得て、書類選考、面接等を経た結果、幸いにも採用されました。私が採用されたのは、推測するに、弁護士登録以降、競争法・独禁法に関する国際的な案件に従事していた間

1）　OECD競争委員会及び事務局の活動に関する詳細は、寺西直子「OECD競争委員会の活動及び事務局の役割」公正取引769号59頁以下を参照して下さい。
2）　競争委員会のメンバー構成等は、OECD日本政府代表部のウェブサイトを参照して下さい。
http://www.oecd.emb-japan.go.jp/about/4-7.html
3）　活動の詳細については、OECDの競争に関するウェブサイトを参照して下さい。
http://www.oecd.org/daf/competition/

の経験や留学中の研究内容が競争課の求める専門性・関心に合致したこと、競争法の世界では日本は重要な法域と考えられているものの、私の予定執務期間中には競争課内に日本人職員がおらず、日本人を採用したいという一般的需要があったこと、ではないかと思います。

競争課では、競争委員会本会合等のためにペーパーを作成し、同会合等の運営に従事するとともに、同委員会の継続的なプロジェクトも担当しています。私はかつて研究者の道を考えたこともあり、研究しペーパーを作成することは好きですし、弁護士としての経験からも各種の文書を作成することや、比較法的な分析作業には慣れていたつもりでした。しかし、政策提言等を含むペーパーを、英文で作成し、数十か国の競争当局が集う国際会議を円滑に運営することは容易な作業ではありません。大変ではありますが、OECD競争委員会の役割の大きさ、とりわけ、同委員会における議論が、各国競争当局の競争政策や法執行に多少なりとも影響を与えており、そのプロセスに関与できるということは、プライベート・プラクティスでは得難い経験であり、やりがいを感じます。

## 4　OECDにおける弁護士の活躍の可能性

日本法の弁護士が国際機関で勤務することに関しては、過去に本誌上でも特集が組まれています[4]。OECDについて言えば、私は、OECDでの短い経験からも、争訟等を取り扱わない政策提言機関であるOECDにおいて弁護士が活躍する余地はまだまだあると思います。

例えば、OECD競争課では、競争法・政策に関する議論をしていますが、同課エキスパート職員の経歴や職歴を見ると、エコノミスト系のバックグラウンドを有する者が多く、ロイヤー系のエキスパートが少ない現状にあり、一般論としては、ロイヤー系の専門家に対する潜在的ニーズがあります。競争課が属するOECD金融企業局の他の複数の課のエキスパートからも、同様の意見を耳にしたことがあります。

また、競争課のペーパーの中には、競争法の執行・手続に関するものも多いのですが、これらのペーパーでは、当該手続に係る法的問題点を学術的に整理するにとどまらず、実務的な問題点もカバーし、政策提言をすることが求められます。かかるペーパーの作成においては、法学の素養及び実務経験の双方を有する弁護士の専門性が強く求められます。

さらに、国連系の国際機関と同様に、OECDにおいても、日本のOECDに対する拠出金割合に比べて日本人職員の全職員に占める割合が圧倒的に少なく、このような観点からは日本人であるエキスパートが求められています。

これらのことからすれば、OECDがカバーする広い領域のいずれかにおいて、国際的にも評価される実務経験を有する弁護士であれば、需給がマッチすれば[5]採用に至ることは可能で、今後その数が増えることは大いにありそうですし、OECD及び日本政府もそのような事態を望んでいると思います。

## 5　おわりに

私としては、OECD競争課での業務が興味深いことに加え、多様なバックグラウンド・国籍を有する同僚と執務することは、人生における貴重な経験であると感じています。OECDは「花の都」パリに本部を有することもあり、そのフレキシブルかつ多文化・多国籍な執務環境は、日本の法律事務所とは全く異なります。例えば、内部打ち合わせはしばしばOECD内のカフェで行われますし、在宅作業も緩やかに認められています。当初は戸惑いを隠せませんでしたが、競争課の親切かつ世話焼きな同僚や（日中は頻繁にコーヒーに誘ってくれ、就業後も何かと理由をつけてワインバー等に誘ってくれますし、同僚の誕生日パーティーやクリスマスパーティーなど、課のイベントも目白押しです。）、日本の各省庁からOECD及び同日本政府代表部に出向された官僚の方々にも公私ともに良くしていただき、今ではすっかり慣れ、パリ生活を満喫しています。その中で、弁護士という枠にとらわれず、一人の競争法専門家としての自負を持ち、組織にできる限りの貢献をしようと日々奮闘しています。

---

4）「特集１　弁護士が国際機関で働くということ」自由と正義60巻（2009年）3号8頁以下を参照して下さい。

5）ただし、一般的要件としての一定以上の学位取得及び語学力等は必要です。具体的な要件等は、脚注4の自由と正義の特集を参照して下さい。